

## 第6号様式別表5の6記載の手引

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下「平成30年旧法」といいます。）附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の⑩から⑬の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6(23)付表一）に記載した1から14までの各欄（連結法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(20)付表一）に記載した1から14までの各欄）に記載したところに準じて記載します。

### 2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「基準雇用者給与等支給額②」	<p>租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成30年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は除きます。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第1号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は除きます。）に該当する場合には、「1」と記載します。</p> <p>なお、この場合には「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄（⑩から⑬の欄）は記載する必要はありません。</p>	
2 「雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を、②の欄の金額で除して計算した数値を記載します。	<p>平成30年旧法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、④の欄の数値が次に掲げる増加促進割合以上であることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 100分の3</li> <li>(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度 100分の4</li> <li>(3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 100分の5</li> </ol>
3 「比較雇用者給与等支給額⑤」	⑩の欄の金額を記載します。	平成30年旧法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、①の欄の金額が⑤の欄の金額以上であることが必要です。
4 「平均給与等支給額⑥」、「比較平均給与等支給額⑦」、「平均給与等支給増加額⑧」及び「平均給与等支給増加割合⑨」	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ⑥の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者の数を合計した数により計算した額を記載します。</li> <li>(2) ⑦の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額及び継続雇用者の数を合計した数により計算した額を記載します。</li> <li>(3) ⑧の欄は、⑤の欄の金額を⑦の欄の金額で除して計算した数値を記載します。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成30年旧法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、次に掲げる適用年度の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていることが必要です。なお、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人全体について計算した額のいずれかの場合において要件を満たしていることが必要です。</li> <li>(イ) 平成27年4月1日か</li> </ol>

		<p>ら平成29年3月31日までの間に開始する適用年度 ⑥の欄の金額が⑦の欄の金額を超えること</p> <p>(Ⅶ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 ⑨の欄の数値が100分の2以上であること</p> <p>(2) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度にあっては、⑧の欄及び⑨の欄は記載する必要はありません。</p>
5「基準雇用者給与等支給額⑬」	<p>次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「⑪×⑫×70/100」として計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合を除きます。）又は同法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合を除きます。）</p> <p>(2) 平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合を除きます。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第2号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合を除きます。）</p>	
6「雇用者給与等支給額⑭」の「適用年度(イ)」	⑭の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額により計算した額を記載してください。	
7「雇用者給与等支給額⑭」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」	⑮の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人の額及びその各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額により計算した額を記載してください。	
8「継続雇用者給与等支給額⑯」の「適用年度(イ)」並びに「月別支給対象者の合計数⑰」の「適用年度(イ)」及び「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」	連結申告法人が、⑯の(イ)及び⑰の(ロ)の欄に当該連結申告法人の雇用者給与等支給額を記載した場合には、平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、⑯の(イ)及び⑰の(イ)の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には⑰の(ロ)の欄には「1」と記載します。	
9「⑳又は(㉔×75%)のうち小さい額㉑」及び「控除額㉒」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
10「①のうち所得等課税事業に係る額㉓」	①のうち平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載します。	
11「控除額㉔」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業又は収入金額課税事業」といいます。）とこれらの事業以外の事業（以下「所得等課税事業」といいます。）とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉔の欄の金額に㉓の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(Ⅱ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉔の</p>	

	<p>欄の金額に㉘の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉘の欄の金額の計算が困難であるときは、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉘の欄の金額に㉙の欄の金額を㉚の欄の従業員数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉘の欄の金額に㉙の欄の金額を㉚の欄の従業員数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12「国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数㉙」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業員数㉚」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等従業員のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と非課税事業等を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合</p>	<p>従業員の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
13「控除額㉛」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ㉙の欄の金額に、㉛の欄の金額から㉜の欄の金額を控除した額を㉛の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉙の欄の金額に、㉛の欄の金額から㉜の欄の金額を控除した額を㉛の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ㉘の欄の金額に、㉛の欄の金額から㉜の欄の金額を控除した額を㉛の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
14「控除額㉜」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の20第2項に規定する雇用安定控除額がある法人 ㉛の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣をした法人 ㉛の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) その他の法人 ㉘の欄の金額を記載します。</p>	